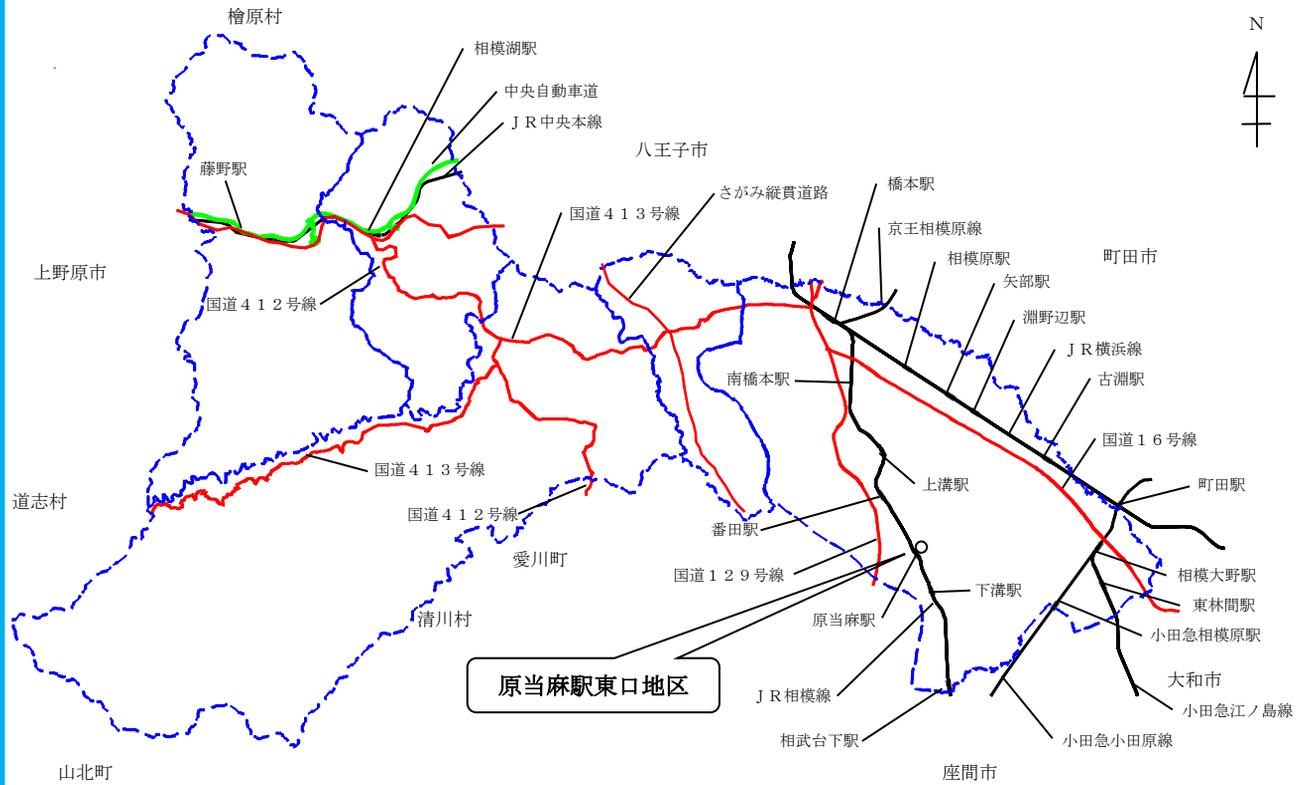


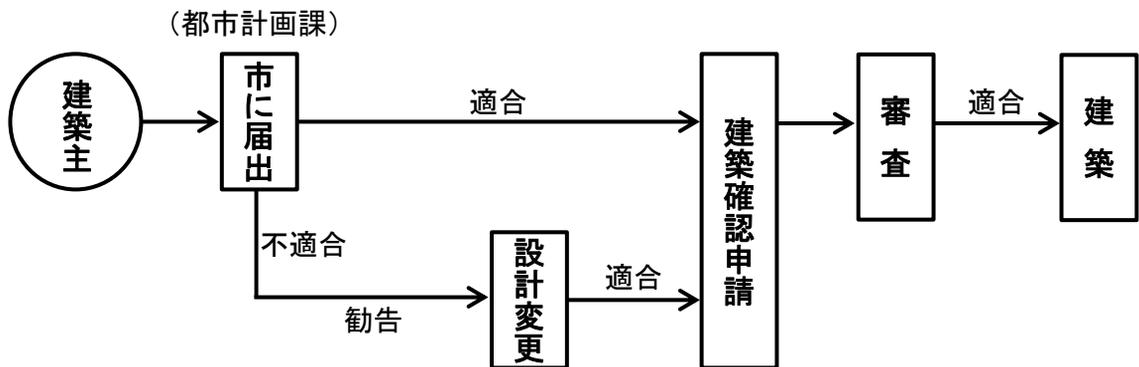
# 原当麻駅東口地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



原当麻駅東口地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課  
相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490  
Eメール [toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

発行：相模原市

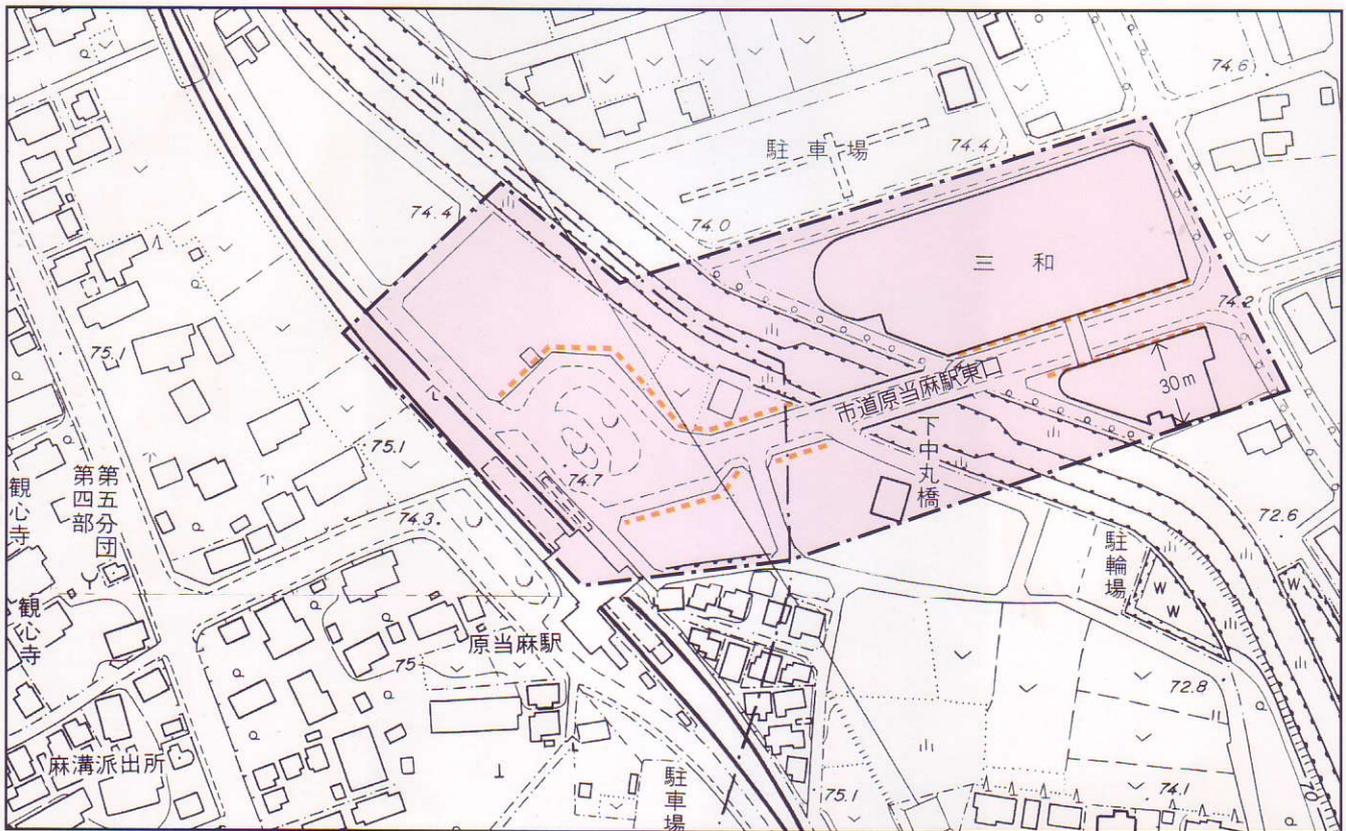
## ◀地区計画とまちづくり▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、具体的なまちづくりのルールを決めていくものです。

現在、原当麻駅東口地区では、土地区画整理事業による基盤施設の整備が図られ、魅力ある商業地の形成を目標に地区計画が定められています。

計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

### ▼原当麻駅東口地区 地区計画 区域図



#### ●地区の概要

地区計画区域  
(近隣商業 200/80 準防火)

#### ●壁面の位置

道路境界からの後退距離

1.5 m 以上 (高さ 2.5 m 以下の部分)



S=1/2,300

0

50

100

200m

※用途地域等の詳細は、都市計画課で、ご確認下さい。

▼名称

## 原当麻駅東口地区 地区計画

地区計画で定められた事項をやさしく解説しました。  
詳しくは「地区計画の決定事項」をご覧ください。

### 目 標

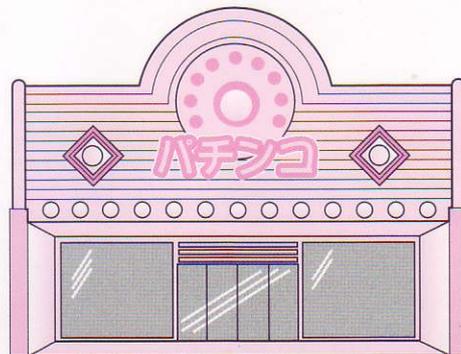
建物を計画的に誘導することにより、土地区画整理事業で得られた良好な環境の維持・増進を図ります。

### 方 針

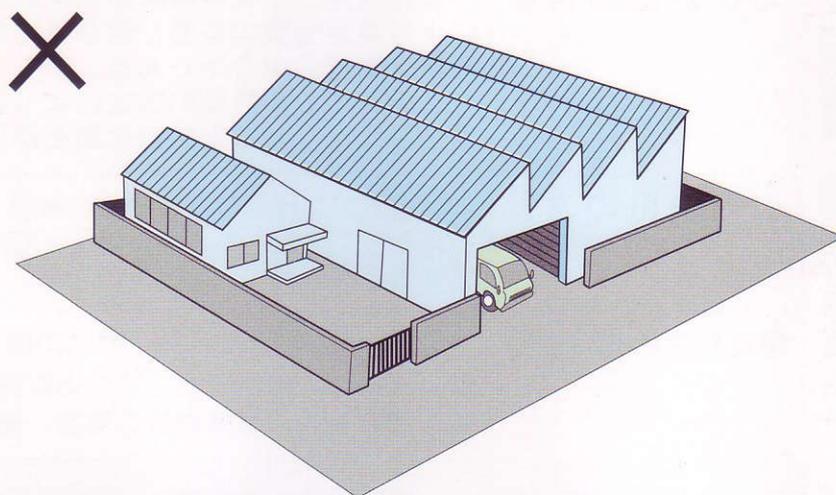
魅力ある商業・業務地の形成を図るとともに、周辺住宅地の利便を増進します。

### 建物の用途

- 市道原当麻駅東口に面する建物は、1階のすべてを住宅や共同住宅などとして使うことはできません。  
ただし、敷地の間口が4 m未満の場合は制限しません。
- 床面積が50㎡を超える倉庫は建てられません。  
ただし、店舗などに附属する倉庫で、倉庫部分の面積が全体面積の1/3以内のものは制限しません。
- マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場などは建てられません。



- 工場、危険物の貯蔵・処理をする建物は建てられません。  
ただし、パン屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造業等に関わる建物は規制しません。

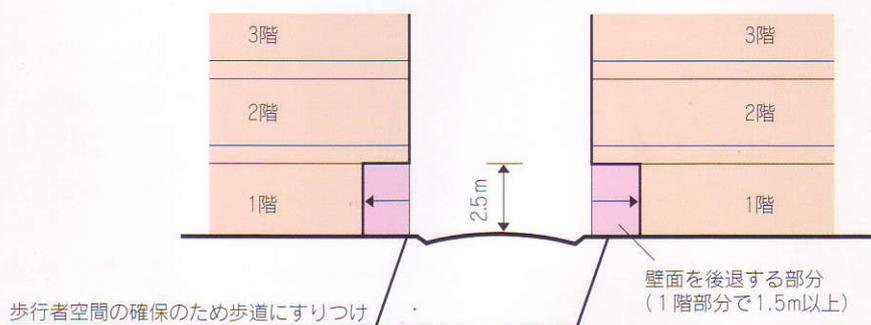


## 敷地面積

敷地面積の最低限度は65㎡とします。

## 壁面の位置

市道原当麻駅東口に面する建物の1階に相当する部分(高さ2.5m以下)の壁や柱の面は、道路境界から1.5m以上後退します。



## 建物の意匠

建物の屋根、外壁等は、地区の景観を良好に保つため刺激的な色彩を用いない。

平成 4 年 10 月 1 日決定  
 平成 8 年 5 月 10 日変更  
 平成 30 年 6 月 18 日変更

原当麻駅東口地区 地区計画 決定事項

名称		原当麻駅東口地区地区計画
位置		相模原市南区下溝字下中丸及び字溝開戸並びに当麻字原当麻
面積		約 2.8 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 相模線原当麻駅東口に位置し、土地区画整理事業により基盤施設の整備が図られた地区で、当麻・下溝地域における商業・業務の中心地である。</p> <p>このため、本計画の策定により建築物を計画的に誘導し、土地区画整理事業による整備の効果を維持・増進することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>駅至近の立地条件を活かし、当麻・下溝地域における商業・業務の中心地として活力と魅力ある地区を形成するとともに、周辺住宅地の利便を増進するための土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>商業・業務施設の集積、敷地の細分化による建築物の過密化の防止、歩道と一体となった安全で快適な歩行空間の確保及び良好な景観の形成を図るため、建築物等の用途、壁面の位置などについて制限する。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>1 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 敷地が市道原当麻駅東口に1箇所につき4メートル以上接する建築物で、1階のすべてを住宅又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供するもの</p> <p>(2) 床面積の合計が50平方メートルを超える倉庫（建築物に附属するもので、床面積の合計が当該倉庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のものを除く。）</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) ダンスホール</p> <p>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(6) ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>(7) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(8) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を営む工場は、この限りでない。</p> <p>(1) 原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第2（と）項第3号（5）に掲げる事業中裁縫及び編物</p> <p>(3) 建築基準法別表第2（と）項第3号（12）に掲げる印刷</p>
		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>65㎡</p>
		<p>壁面の位置の制限</p> <p>敷地が市道原当麻駅東口（計画図に表示する箇所に限る。）に接する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（建築物の地盤面から高さが2.5メートルまでの部分に限る。）は道路境界線から1.5メートル以上後退した位置としなければならない。</p>
		<p>建築物の意匠の制限</p> <p>建築物の屋根、外壁等は、地区の景観を良好に保つため刺激的な色彩を用いないものとする。</p>

※決定事項による「壁面の位置の制限」の文中、計画図に表示する箇所は、パンフレットの区域図の示す部分